

諸外国におけるブロードバンドの規制状況

諸外国におけるブロードバンドの規制緩和

- 欧米主要国と比較しても、日本では既にオープン化ルールが最も徹底。
- むしろ、米・独では光化・IP化等の推進の観点から一連の規制を緩和する方向。光〔FTTH〕については、投資インセンティブ確保の観点から、欧米韓では既に規制緩和がなされている。

主な項目	日本	米	英	仏	独	韓
光〔FTTH〕のアンバンドル	× (2000年)	× → ○ (2003年に廃止) 注1	○	○	× → ○ (2005年に廃止)	○ (2003年)
IPネットワークのアンバンドル	×	○	○ 注2	○ 注2	○	○

× : インカンバントへの規制、○ : 非規制

注1: 企業向け高速専用線は条件つきで開放義務あり。
注2: 支配的事業者に対するIPサービスの卸提供義務あり。

(参考1) 米国では光ファイバのアンバンドル義務を廃止

■米国では、投資インセンティブを確保する観点から、2003年8月に光ファイバのアンバンドル義務を廃止。

原則

◇FCCに対し、インフラ投資を促進するブロードバンド政策を採ることを求める。(1996年電気通信法706条)

原則に基づき、様々な規制を緩和

FCCが光ファイバのアンバンドル義務を廃止する命令を採択(2003年2月、2003年8月公表)

【アンバンドル義務廃止の理由】

- 開放義務の免除により、既存事業者だけでなく、競争事業者による投資インセンティブをも促進し、設備競争を導く
- FTTH敷設にあたり、既存事業者と競争事業者間の参入障壁の差異はなく、両者は対等な条件である
- 現に、競争事業者が独自にFTTH提供を進めており、既存事業者への義務付けは不要

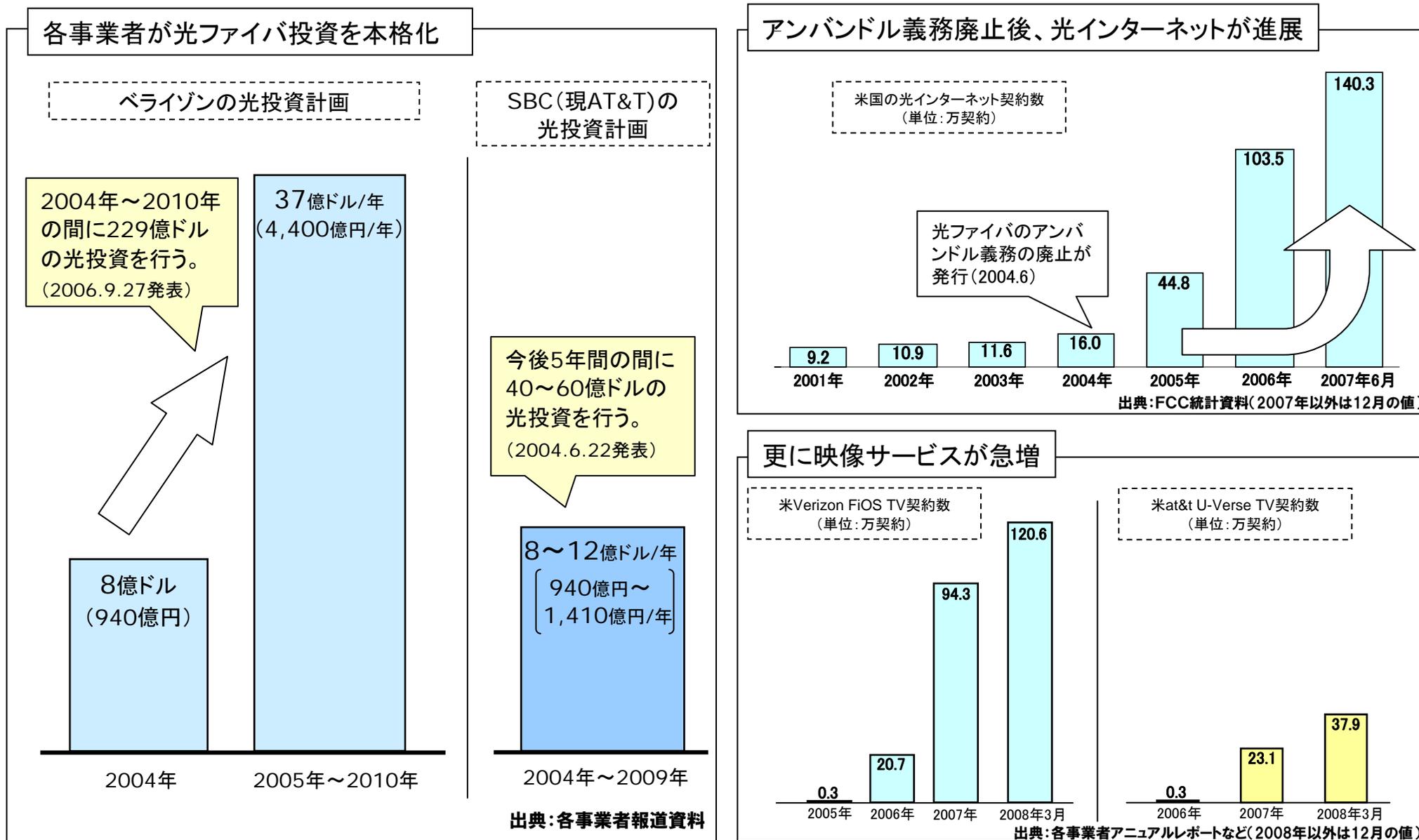
※命令公表後、連邦控訴裁で係争され、最終的に2004年6月に命令が発効。

(参考)

- ・FTTC(光ファイバとDSLのハイブリッド)のアンバンドル義務を廃止(2004年10月)
- ・RBOCに対し、ISPを公平に扱う義務を廃止(2005年8月)
⇒RBOCは、FTTHサービスに自社ISPを排他的にバンドルして販売することが可能となった。

(参考2) 米国では規制緩和後、光ファイバ投資が本格化

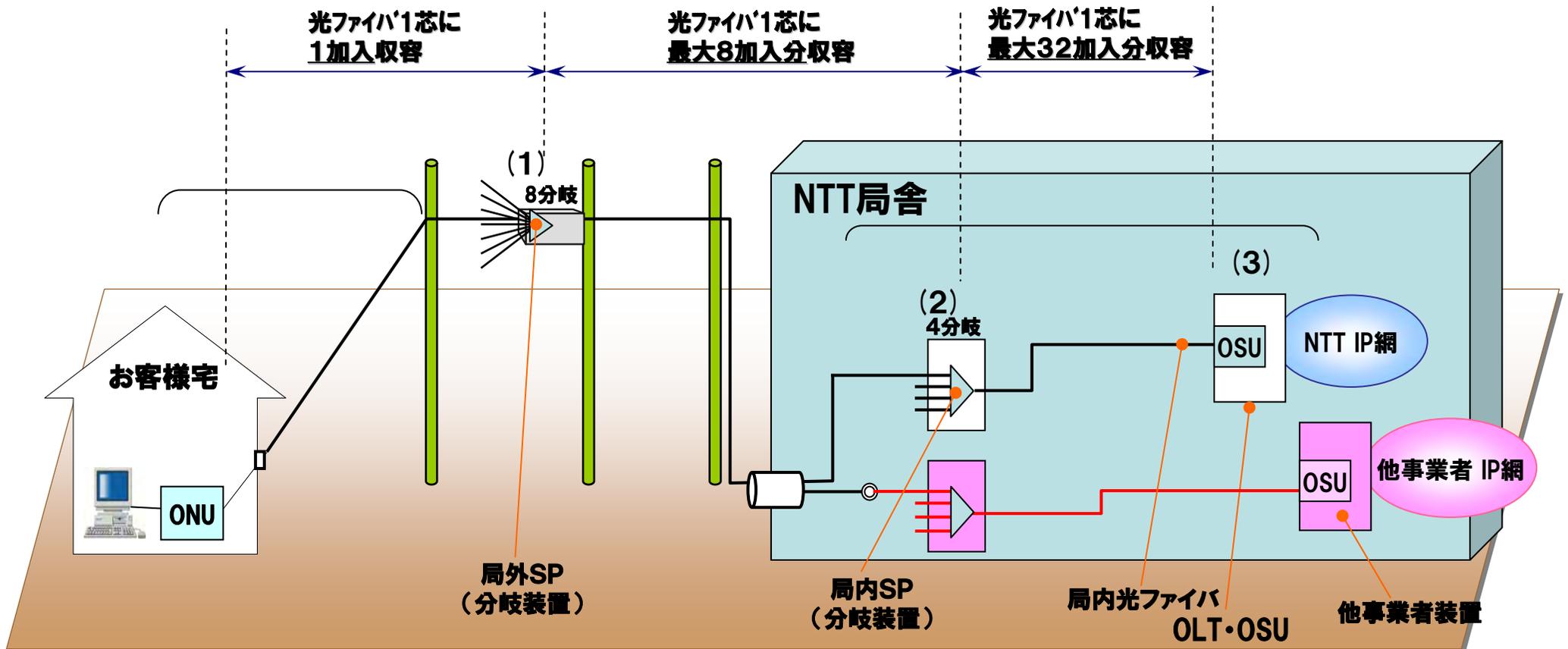
■米国では、アンバンドル義務廃止後、各事業者が光ファイバ投資を本格化し、光インターネットが進展。



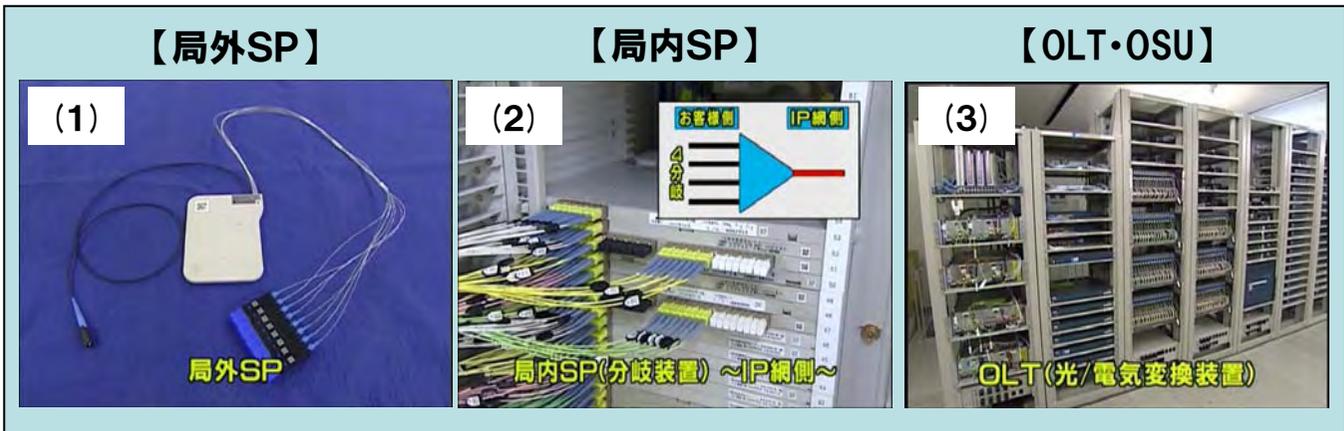
※1ドル=117.78円で概算(IMF2007年7～9月平均為替レート)

分岐問題についての当社の考え方

光サービス設備の概要(分岐方式の場合)



- OLT(Optical Line Terminal)・OSU (Optical Subscriber Unit)
: 光信号を終端して電気信号に変換する装置・パッケージ
- 光配線盤: 局内装置とつながる光ファイバを収容する配線盤
- 局内SP (スプリッタ): 分岐装置 (4分岐)
- 局外SP (スプリッタ): 分岐装置 (8分岐)
- ONU(Optical Network Unit)
: 光信号/電気信号の変換をする装置



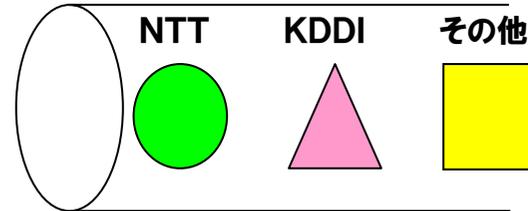
KDDI殿が主張している分岐方式貸し出しの内容

【KDDI殿の要望】

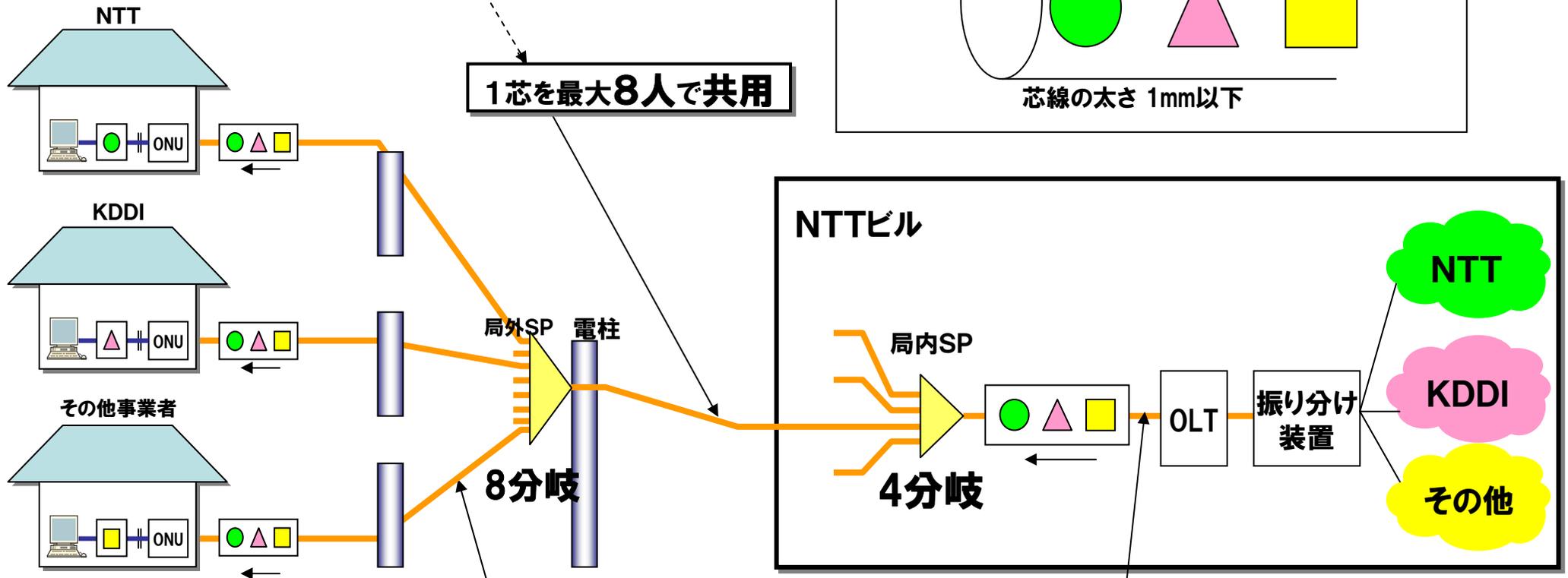
一本の芯線に
複数事業者で共用

1芯を最大8人で共用

光ファイバ(1芯)



芯線の太さ 1mm以下



ONU : Optical Network Unit
光信号/電気信号の変換をする装置

OLT : Optical Line Terminal
光信号を終端して電気信号に変換する装置

1芯を1人で専用

1芯を最大32人で共用